

大府市水防計画

(令和6年度変更)

令和7年1月

大府市

目 次

第1章 総 則	
第1節 計画の目的	1
第2節 水防の責任等	1
第3節 安全確保	1
第2章 水防組織	
第1節 水防本部の組織	2
第2節 災害対策本部との関係	3
第3節 水防管理団体	3
第3章 水防施設	
第1節 水防倉庫及び水防資機材	4
第2節 無線通信	4
第3節 河川水位監視システム	4
第4章 非常配備	
第1節 非常配備	5
第2節 消防団の非常配備	5
第5章 重要水防箇所等	
第1節 重要水防箇所	7
第2節 重要工作物	9
第6章 水防警報	
第1節 水防警報の意義	10
第2節 水防警報の発令される河川	10
第3節 水防警報の発令基準	10
第4節 水防警報の段階と内容	10
第5節 水防警報の伝達系統	11
第7章 洪水予報	
第1節 洪水予報の意義	12
第2節 洪水予報の発令される河川	12
第3節 洪水予報の発令基準	12
第4節 洪水予報の種類と基準	12
第5節 洪水予報の伝達系統	13
第8章 水防活動	
第1節 気象及び水位情報の収集	14
第2節 監視及び警戒	14
第3節 消防団の準備及び出動の内容	14
第4節 ため池・排水機場の操作	15
第5節 避難	15
第6節 水防標識	16
第7節 決壊等の通報及び決壊後の処理	17
第8節 水防解除	18
第9章 他の水防機関との協力応援	
第1節 関係機関との相互協力	19
第10章 水防訓練等	
第1節 水防訓練	20
第2節 費用負担と公費負担	20
第3節 水防報告と水防記録	22

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、管内各河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定め、水防活動に万全を期することを目的とする。

第2節 水防の責任

1 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。その団体の管理者（水防管理者）は水防管理団体の長である市長とする。

2 ため池管理者の責任

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで、水防に協力しなければならない。

3 一般住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで、水防に協力しなければならない。また、水防管理者から立退き指示があったときはその指示に従わなければならない。

第3節 安全確保

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

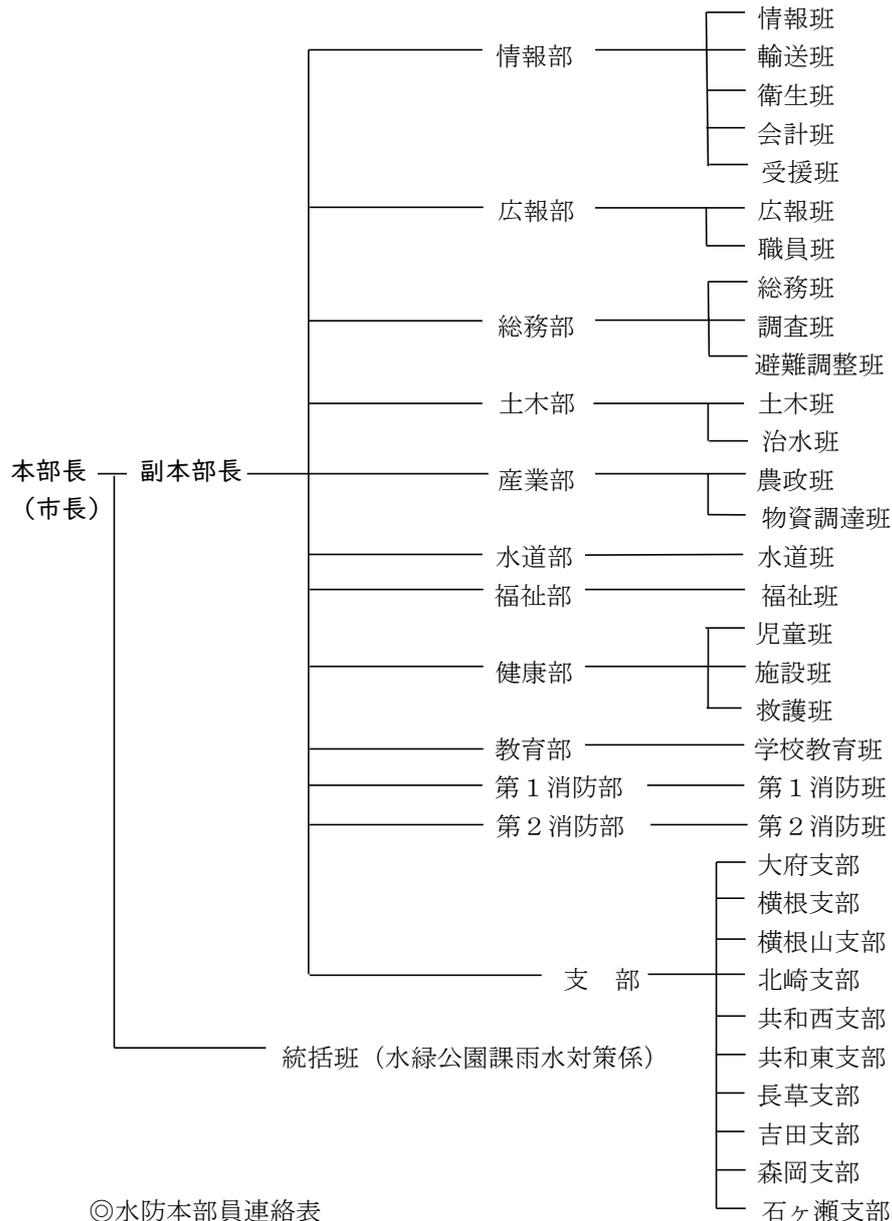
第2章 水防組織

第1節 水防本部の組織

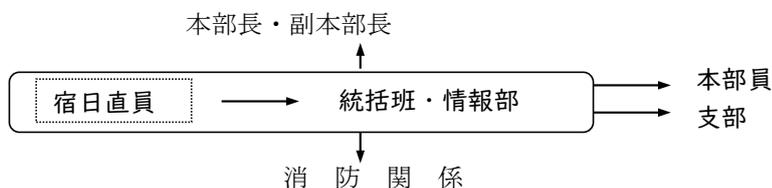
1 水防本部の設置

洪水による水害が予想される場合は、それらの危機が解消されるまでの間、庁舎内に水防本部を設置し、災害対策本部の組織による任務分担に準じて業務を処理する。

【大府市水防本部組織表】



◎水防本部員連絡表
(連絡表の概念図)



2 大府市水防本部の所掌事務

水防本部各班の所掌事務は、「大府市地域防災計画」に定めるところによる。

水防本部に属する者は、責任の重要性を認識し、常に気象、水位の状況等に注意して水防事務の完遂に努めなければならない。

第2節 災害対策本部との関係

水防本部長は災害の情勢に応じ、水防本部組織を災害対策本部組織に切り替え、有機的活用を図るものとする。なお、組織の切り替えを行った場合は、各隊及び支部への組織の切り替えを周知すること。

第3節 水防管理団体

1 水防管理団体

大府市をいう。水防管理団体は水防法の定めるところにより、区域内の水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減するため消防団（水防団）（以下「消防団」）を組織しておくものとする。



2 指定水防管理団体

指定水防管理団体は、水防上公共の安全に重大な関係があるとして、水防法第4条により県知事が指定した水防管理団体をいう。

第3章 水防施設

第1節 水防倉庫及び水防資機材

市内には防災倉庫が設置されており、水防に関する資器材も含まれている。
 防災倉庫の位置並びに資器材の備蓄状況は、「大府市地域防災計画（資料編）」に掲載のとおりである。

第2節 無線通信

市は、迅速な通信連絡を図り、かつ、停電、電話不通、携帯電話使用不能等に備えるため、水防用無線機を備えるよう努めるものとする。
 また、平素から使用方法の周知や運用訓練等を行い、緊急時に備えることとする。

[無線通信施設]

本市の無線通信施設の設置状況は、「大府市地域防災計画（資料編）」に掲載のとおりである。

第3節 河川水位監視システム

市内には、河川水位監視システムが設置されており、水位計が13箇所、カメラが5箇所、雨量計が5箇所設置されている。
 なお、水位計等の設置箇所や管理者は、次のとおりである。

[水位計]	[カメラ]	[雨量計]
市管理 <ul style="list-style-type: none"> • 敷金橋（鞍流瀬川） • 新橋（鞍流瀬川） • 砂川下流（砂川） • 延命寺橋（延命寺川） • 平成橋（石ヶ瀬川） • 夫婦橋（皆瀬川） • 矢戸橋（矢戸川） • 尾坂田川下流（尾坂田川） 県管理 <ul style="list-style-type: none"> • 大府（石ヶ瀬川） • 泉田（境川） • 追分人道橋（鞍流瀬川） • 砂川橋（砂川） • 森下橋（皆瀬川） 	市管理 <ul style="list-style-type: none"> • 共和駅クランク（鞍流瀬川） • 平成橋（石ヶ瀬川） • 大府新田集会場（延命寺川） 県管理 <ul style="list-style-type: none"> • 泉田（境川） 国管理 <ul style="list-style-type: none"> • 大府（石ヶ瀬川） 	市管理 <ul style="list-style-type: none"> • 敷金橋（鞍流瀬川） • 大府市消防署（大東町） • 深田ポンプ場（森岡町） • 伊勢木ポンプ場（柊山町） 気象庁管理 <ul style="list-style-type: none"> アメダス観測所（森岡町、あいち健康の森）

第4章 非常配備

第1節 非常配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速、かつ強力で推進できるよう「大府市地域防災計画」に基づく非常配備の体制を整える。

1 非常配備の基準

水防管理者は、「大府市地域防災計画」に定めるところにより非常配備を指令する。また、解除についても同様である。なお、水防管理者は、必要があるときは、部局又は組織を指定し、当該非常配備を指令することがある。

2 非常配備員の留意事項

- (1) 非常配備員は、全力をあげて分担事務の遂行に努めなければならない。
- (2) 非常配備の要員は、常に気象状態等に注意し、直ちに非常配備に即応した配備につくことができるよう留意しなければならない。
- (3) 非常配備の要員は、非常配備体制中は、自らの配備時期を確認するとともに、不急の外出を避け、待機しなければならない。

第2節 消防団の非常配備

水防管理者は、「大府市地域防災計画」に定めるところにより非常配備を指令する。また、解除についても同様である。消防団の各分団の管轄区域は別表のとおりとする。ただし、状況に応じて相互に協力し対応をすることができる。

別表

水防区域管轄表

分団名	河川名	対象河川警戒区域	備考
大府分団	境川	右岸 砂川交差～大東町五丁目	
	五ヶ村川	左右岸 砂川交差～大東町五丁目	
	石ヶ瀬川	左岸 鞍流瀬川合流～朝日町六丁目	
	鞍流瀬川	左岸 石根川合流～石ヶ瀬川合流	
	砂川	右岸 瀬戸大府東海線～境川合流	
	横根川	左右岸 砂川～大東町五丁目	
	延命寺川	左右岸 全線	
	新川	左右岸 鞍流瀬川交差～朝日町六丁目	
横根分団	境川	右岸 清水橋下流～砂川交差	
	五ヶ村川	左右岸 瀬々橋～砂川交差	
	砂川	左右岸 三新池～瀬戸大府東海線	
		左岸 瀬戸大府東海線～境川合流	
	明神川	左右岸 全線	
	横根川	左右岸 瀬々橋～砂川交差	
北崎分団	境川	右岸 豊明市境～清水橋下流	
	五ヶ村川	左右岸 豊明市境～瀬々橋	
	皆瀬川	左右岸 豊明市境～境川合流	
	高根川	左右岸 全域	
共和分団	鞍流瀬川	左右岸 名古屋市境～共長橋 左岸 共長橋～石根川	
	大高川	左右岸 全域	
長草分団	鞍流瀬川	右岸 石根川合流～伊勢木橋	
	石根川	左右岸 全域	
	長草川	左右岸 全域	
	矢戸川	左右岸 長草橋～長草町下ノ坪 右岸 長草町下ノ坪～藤池橋上流	
吉田分団	石ヶ瀬川	左右岸 大府南中～川田橋	
森岡分団	石ヶ瀬川	左右岸 川田橋～鞍流瀬川合流	
	鞍流瀬川	右岸 権兵衛川合流～石ヶ瀬川合流	
	新川	左右岸 月見町四丁目～鞍流瀬川交差	
	矢戸川	左右岸 藤池橋上流～鞍流瀬川合流	
	尾坂田川	左右岸 全域	

第5章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所

市内の河川、ため池等で水防上注意を要する箇所を重要水防箇所とする。

市は、常に当該箇所の現状把握に努め、その水防対策を確立しなければならない。

河川、ため池等の管理者は、予想される危険の防止、軽減等当該施設の保全に努めなければならない。

1 河川

[県管理]

河川名	左右岸別	位置・地名	延長(m)	種別	重要度	選定理由	適用(水防工法)
皆瀬川	右	1.4k ~ 2.0k 大府市北崎町(夫婦橋上下流)	600	堤防高	C	堤防高不足	杭打積土のう工
明神川	左右	0.0k ~ 0.0k+10m 大府市横根町(境川合流点)	10	堤防断面	B	堤防断面不足(樋門)	積土のう工
五ヶ村川	右	3.9k ~ 5.4k+50m 大府市横根町	1550	堤防高	C	堤防高不足	積土のう工

(愛知県水防計画より)

[市管理]

河川名	左右岸別	位置・地名	延長(m)	重要度	理由	適用(水防工法)
石根川	左右	0.0k ~ 1.8k 大府市長草町	1,800	B	堤防断面不足	積土のう工
長草川	左右	0.7k+80m ~ 1.4k 大府市長草町	620	B	堤防断面不足	積土のう工
大高川	左右	1.0k ~ 1.1k+90m 大府市共和町	190	B	堤防断面不足	積土のう工
新川	左右	0.0k ~ 1.2k 大府市朝日町	1,200	B	堤防断面不足	積土のう工
横根川	左右	0.0k ~ 2.0k 大府市横根町	2,000	B	堤防断面不足	積土のう工
半月川 (普通河川)	左	0.4k ~ 1.3k 大府市吉田町	900	B	堤防断面不足	積土のう工
半月川 (普通河川)	右	0.5k ~ 1.3k 大府市吉田町	900	B	堤防断面不足	積土のう工
汐田川 (普通河川)	左右	0.0k ~ 1.5k 大府市北崎町	1,500	B	堤防断面不足	積土のう工

(愛知県水防計画より)

2 ため池

ため池名	地名	延長(m)	重要度	理由	管理者	適用
藪ヶ池	大府市吉川町	69	B	余水吐・断面不足	大府市	積土のう工
口無池	大府市高丘町	160	B	堤体土質軟弱	大府市	押え盛土工法
才田池	大府市共和町	83	B	堤体土質軟弱	大府市	押え盛土工法
神様池	大府市宮内町	100	B	堤体土質軟弱	大府市	押え盛土工法
藤治池	大府市米田町	150	B	堤体土質軟弱	大府市	押え盛土工法
骨田池	大府市米田町	100	B	堤体土質軟弱	大府市	押え盛土工法
アカ池	大府市北山町	88	B	堤体土質軟弱	大府市	押え盛土工法

第2節 重要工作物

水防上重要な工作物は、次のとおりである。

市は、水防上重要な工作物の規模及び能力等並びに堤内民地の状況を熟知するとともに緊急時に対応できる応急対策を確立しなければならない。

工作物の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。特に、水防時において、事前に定めた操作規則を遵守して適正な操作を行うこととし、水害の軽減防止に努めるとともに、操作状況を必要に応じて水防管理者に報告するものとする。

1 排水機場

河川名	名称	所在地	構造	管理者
境川	五ヶ村川第3排水機場	大府市北崎町東新田	φ1,000mm×130kw×1台 φ1,500mm×400ps×1台	大府市
石ヶ瀬川	島田排水機場	大府市月見町二丁目	φ300mm×19kw×2台	大府市
境川	横根川排水機場	大府市横根町新江	φ900mm×140kw×1台 φ1,350mm×360ps×1台 φ700mm×80kw×1台 φ1,000mm×210ps×1台 φ250mm×11kw×1台	大府市
境川	五ヶ村川第2排水機場	大府市大東町五丁目	φ700mm×75kw×1台 φ1,200mm×228kw×1台 φ1,350mm×353kw×1台	大府市

2 ポンプ場

河川名	名称	所在地	構造	管理者
鞍流瀬川	江端ポンプ場	大府市月見町四丁目	φ800mm×132kw×1台 φ1000mm×300ps×2台	大府市
石ヶ瀬川	深田ポンプ場	大府市森岡町七丁目	φ500mm×21kw×2台	大府市
鞍流瀬川	伊勢木ポンプ場	大府市柗山町一丁目	φ800mm×140ps×3台	大府市

第6章 水防警報

第1節 水防警報の意義

指定河川について、国土交通大臣又は知事が洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。

第2節 水防警報の発表される河川

愛知県知事が水防警報を行う河川とその区域

河川名	区 域	
	自	至
境川	左岸 刈谷市西境町清水 29 番の 2 地先 右岸 豊明市新田町森西 13 番の 7 地先	井堰川合流点から 井堰川合流点から

第3節 水防警報の発表基準

河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団 待機水位 (通報水位) m	氾濫 注意水位 (警戒水位) m	出 動 水 位 m	氾濫 危険水位 m	発表
境川	泉田	刈谷市泉田町 西中浜 5-2 左岸 7.33km 付近	3.1	3.85	4.35	5.2	知立建設事務所 名古屋地方気象台

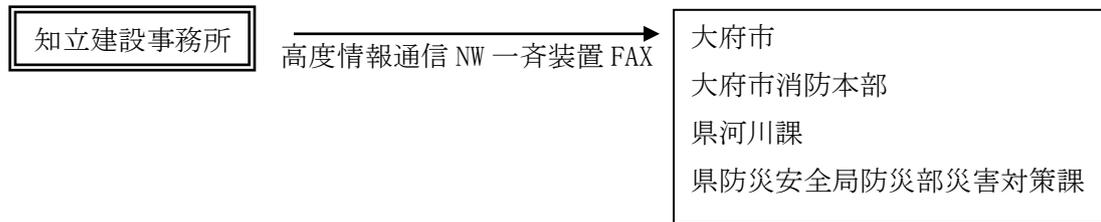
(注) 解除：(警戒) 水位が下がって水防活動の必要がなくなった時。

第4節 水防警報の段階と内容

段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出 動	出動水位を超過し、消防団員等の出動を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

第5節 水防警報の伝達系統

境川



※災害対策本部が未設置のときに、水防団待機水位（通報水位）に達し知立建設事務所より通知があった場合、消防本部より関係所管課、消防機関及び消防団へ情報を通知し周知する。

第7章 洪水予報

第1節 洪水予報の意義

気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う発表である。

第2節 洪水予報の発表される河川

愛知県知事が洪水予報を行う河川とその区域

河川名	区 域	
	自	至
境川	左岸 刈谷市西境町清水 29 番の 2 地先 井堰川合流点から 右岸 豊明市新田町森西 13 番の 7 地先 井堰川合流点から	海

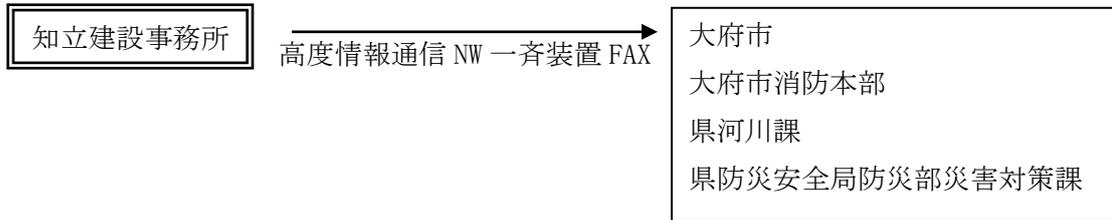
第3節 洪水予報の発表基準等

河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団 待機水位 (通報水位) m	氾濫 注意水位 (警戒水位) m	避難判断 水位 m	氾濫 危険水位 m	発表
境川	泉田	刈谷市泉田町西中浜 5-2 左岸 7.33km 付近	3.1	3.85	4.65	5.2	知立建設事務所 名古屋地方气象台

第4節 洪水予報の種類と基準

種 類		発 表 基 準
洪水注 意報	氾濫注意情報 【警戒レベル2相 当情報 (洪水)】	基準地点の水位が氾濫注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき発表する。
	解除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。
洪水警 報	氾濫警戒情報 【警戒レベル3相 当情報 (洪水)】	基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。
	氾濫危険情報 【警戒レベル4相 当情報 (洪水)】	氾濫危険水位に到達したときに発表する。
	氾濫発生情報 【警戒レベル5相 当情報 (洪水)】	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水位による浸水が確認されたときに発表する。

第5節 洪水予報の伝達系統
境川



第8章 水防活動

第1節 気象及び水位情報の収集

水防警報及び洪水予報が発表された場合又は洪水その他の水災の発生のおそれがあると認められる場合は、雨量その他の気象及び河川水位、流量等必要な情報の収集に努めるものとする。また、積極的に管内及び近隣の情報収集に努める。

第2節 監視及び警戒

1 平常時の巡視

- (1) 水防管理者は、管轄区域内の河川について、随時区域内を巡視し、水防上危険を発見したときは、知多建設事務所に連絡する。
- (2) 水防管理者は、ため池についても(1)に準じて巡視し、水防上危険を発見したときは、当該ため池管理者及び知多農林水産事務所に連絡する。

2 非常警戒

水防管理者は、非常体制が発動されたときから河川、ため池等の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心として、堤防(川の堤)の表側(水が流れている方)、裏側(住居や農地などがある方)、天端(堤防の一番高い面)について、手分けし次のことに注意し巡視する。

- (1) 堤防の亀裂、沈下
- (2) 漏水
- (3) 越水(堤防からの水のあふれ)
- (4) 深掘れ(川底等が深く掘れる状況。洗堀)
- (5) 橋梁等の工作物と堤防との取付部の異常
- (6) 樋門(洪水時に川からの逆流を防ぐゲート)の漏水による亀裂及び欠け崩れ

ため池については(1)から(6)のほか、さらに次の点に注意する。

- ア 取水口(水路等からの用水を取入れる所)の閉塞状況
- イ 流域(雨などが川などに流入する区域。集水区域)の山崩れの状況
- ウ 流入水及びその浮遊物の状態
- エ 余水吐及び放水路付近の状態
- オ 重ね池の場合のその上部のため池の状態
- カ 樋管の漏水による亀裂及び一部流出(崩壊)

第3節 消防団の準備及び出動の内容

消防団は水防管理者から準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

(1) 準備

- ア 水防資器材の整備点検をすること。

- イ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所のパトロールを実施すること。
- ウ その他水防上必要な措置をとること。

(2) 出動

- ア 河川の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに管理者及び関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること。損傷等異常については前節第2項非常警戒を参考とする。
- イ 水防作業に必要な資器材を確保、調達すること。
- ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。
- エ その他水防上必要な措置

第4節 ため池・排水機場の操作

水門、樋門、排水機場及びため池等の管理者は、気象等の状況の通知を受けた後、水位の変動を監視し、必要に応じて水門等の開閉等適正な操作を行うものとする。前記の管理者は、毎年出水期に先立ち水門の操作等について支障のないよう点検整備を行うものとする。

第5節 避難

1 避難の指示・勧告

水防管理者は、その管轄区域内において、洪水により著しく危険が切迫していると認められる時は、必要と認める区域の住民に対し避難のため立退きを指示又は勧告（以下「避難勧告等」という。）する。この場合、当該区域を所轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

2 避難勧告等の方法

水防管理者が避難勧告等を行うときは、次の方法により周知を徹底し実効性を有するものとする。

- (1) 避難勧告又は避難指示である旨、避難先、避難経路及び避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。
- (2) 同報無線、ケーブルテレビ、市ホームページ、携帯電話による情報提供、広報車の巡回、自主防災組織の連絡員、信号等による。

3 避難

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとする。

4 避難場所

避難場所は「大府市地域防災計画」に定めるところによる。

5 浸水想定区域における避難

水防法第15条による、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地については、「大府市地域防災計画（資料編）」に掲載のとおりである。

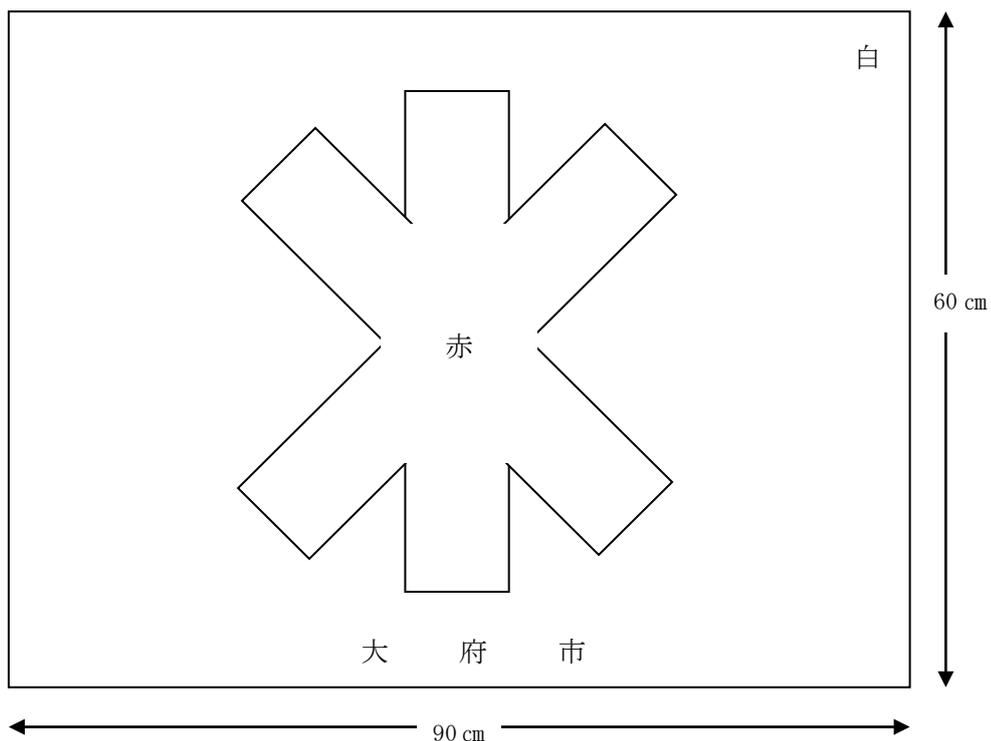
第6節 水防標識

水防標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定めるところによる。

（1）緊急自動車優先通行標識

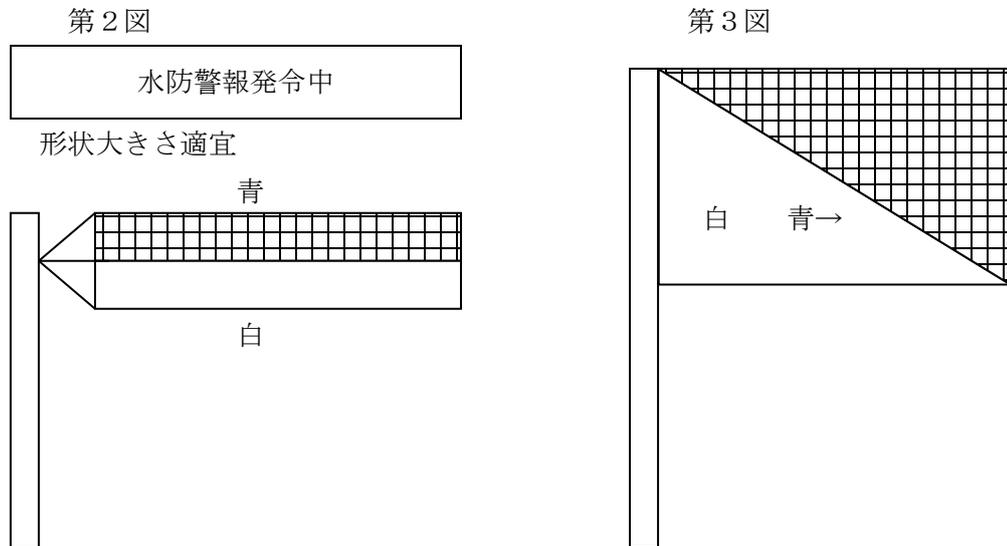
水防のため出動する水防用緊急自動車の優先通行を確保するための標識は、第1図のとおりとする。

第1図 緊急自動車優先通行標識



(2) 水防警報発令標識

水防警報発令標識は、第2図、第3図の標識を用いるものとする。この標識は火の見やぐら、公衆の見やすい箇所に掲げるものとする。



第7節 決壊等の通報及び決壊後の処理

1 決壊の通報

水防管理者、消防機関の長及び消防団長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫、又は氾濫のおそれがあるときは、直ちにその旨を知多建設事務所、知多県民センター、尾張県民事務所、知多農林水産事務所、東海警察署に通報し、決壊し氾濫する方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

2 決壊箇所の処置

決壊後は、速やかに応急水防工法を実施し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

3 決壊等による被害状況の報告

水防管理者及び消防機関の長が決壊や水のあふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおり速やかに報告するものとする。

(1) 人的・住家被害

水防管理者は被害状況をとりまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。なお、愛知県防災情報システム使用不可の場合、愛知県地域防災計画所定の様式により報告する。

(2) 公共土木施設被害

水防管理者は、被害状況をとりまとめ、知多建設事務所、知多農林水産事務所に対し報告する。

第8節 水防解除

水防管理者は、消防団等に対して水防警報の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、知多建設事務所等関係機関に対して報告するものとする。

第9章 他の水防機関との協力応援

第1節 関係機関との相互協力

1 水防関係機関との相互協力

知多建設事務所、東海警察署、その他関係機関と常に密接な連絡をとり、水防上の水位情報警報等につき刻々通報を受け、越水破堤のおそれがあるときは、その情報を通報し、協力を求めるものとする。

2 隣接水防管理団体との協力

水防本部は、水防のため必要があると認めるときは、隣接水防管理団体に応援を求めるものとする。また、隣接水防管理団体から、応援要請があった場合は、自らの水防に支障がない限り応援するものとする。

3 住居者の義務等

水防管理者は水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限しあるいは退去を命ずることができる。

水防管理者、消防団長等は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。

4 警察官の出動要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

5 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、「大府市地域防災計画」に定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請をするものとする。

第10章 水防訓練等

第1節 水防訓練

水防訓練は、年1回以上次の各号の項目を全部又は一部について実施する。

なお、実施にあたっては、特に住民の参加を得て水防思想の高揚に努めるものとする。

- 1 観測（水位、雨量、風速）
- 2 通報（電話、無線、伝達）
- 3 動員（市役所、消防本部、消防署、消防団、協力団体、居住者の応援）
- 4 輸送（資器材、人材）
- 5 工法（各水防工法）
- 6 避難（避難勧告等の放送・伝達、居住者の避難）

第2節 費用負担と公用負担

1 費用負担

水防管理団体が水防に要する費用は、当該水防管理団が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担方法は応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間で協議によって決める。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要のあるときは、水防管理者及び消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土砂、竹木、その他の資材の使用
- ウ 土砂、竹木、その他の資材の収用
- エ 車両、その他の運搬用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者にあつては、その身分を示す証明書を、その他水防管理者等の命令を受けたものにあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合はこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書

大府市消防団_____分団
分団長 氏 _____ 名

上記の者に _____ の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明します。

年 月 日
大府市長 (印)

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

第 号

公 用 負 担 証

目的別 負担内容	種類 使用	収用	処分等
-------------	----------	----	-----

年 月 日

大府市長 (印)
事務取扱者 (印)

殿

3 損失補償

公費負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償しなければならない。

第3節 水防報告と水防記録

水防管理者は、水防が終結したときは7日以内に次の事項を取りまとめて、別紙様式1により、知多建設事務所に報告する。また、消防団及び消防機関の長は必要に応じて出動人数、活動内容等を水防管理者へ報告する。

- (1) 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- (2) 消防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- (3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- (4) 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置と効果
- (5) 使用資材の種類・数量
- (6) 水防法第28条による公用負担の内容
- (7) 応援の状況
- (8) 避難勧告及び立退き指示の発令日時、発令区域
- (9) 水防関係者の死傷
- (10) 水防功労者及び功績
- (11) 水防管理者の所見
- (12) その他必要事項

第1号様式

水 防 報 告 書 (水防管理団体)
 報告者 _____ 番号 _____ 内線 _____

水防管理団体名		令和 年 月 日報告					
増水(出水)の概要		級	川水系	川始め	河川		
		最高時間雨量	mm	月 日 時	地内		
		総雨量	mm	月 日 時	月 日 時		
水 防 活 動	実施日時	月 日 時頃 ~		月 日 時頃			
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法
		1			m	名	
		2					
		3					
延出動人員	自衛隊	名	居住者	名			
	消防団	名 ()	名	計	名		
水防作業の概要及び水防工法							
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他	
	水防の効果	名	棟	ha	m		
	被害						
使用資器材		種類	数量	単価	金額(円)		
特記事項							

備考

「増水(出水)の概要」「実施箇所」・・・複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」 ①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要 ②決壊(破堤)又は水があふれた(越水)箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。